

日 程	開催日 令和6年(2024年)8月6日(火) 開始時間 午前 10時00分 終了時間 午前 11時30分 開催場所 西宮市消費生活センター 第1学習室、実習室			
議 事	1. 局長あいさつ 2. 委員の自己紹介 3. 職員の紹介 4. 仮議長の選出 5. 会長・副会長の選出 6. 会長あいさつ 7. 副会長あいさつ 8. 議事録署名人の選出 9. 消費生活行政・消費生活センター事業・第2次消費者教育推進計画について 10. 第28期消費生活審議会の審議テーマについて 11. その他			
委 員	出席委員	欠席委員	委員は50音順 以上8名出席	
	委員	市橋 純子		上田 善子
	委員	江草 淑訓		
	委員	奥井 一幾		
	委員	木村 裕介		
	委員	島村 美稲		
	委員	成田 憲治		
	委員	三宅 ゆかり		
	委員	吉井 美奈子		
事務局	産業文化局長	長谷川 賢司	以上5名出席	
	産業文化局産業文化総括室長	三村 嘉伸		
	消費生活センター 所長	赤松 圭		
	消費生活センター 係長	胡 奈緒子		
	消費生活センター 係長	横山 知明		
傍聴状況				
	傍聴者 なし			

事務局 <開会・局長あいさつ>

事務局 (配布資料の確認)

事前にお送りしております資料は、

- (1) (1) 令和6年(2024年度)消費者行政の取組状況(6月末現在)
 - (2) (2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について
 - (3) 別紙 令和6年度消費者教育・啓発事業について(6月末現在)
 - (4) 令和5年度西宮市消費者行政の概要
- と、今期より新たに委員になられた方には
- (5) 「第2次西宮市消費者教育推進計画」【詳細版・概要版】
- 以上、4点または5点でございます。

続いて、本日、お席にご用意しております資料は、

- (1) 第28期西宮市消費生活審議会 第1回審議会 次第
- (2) 第28期西宮市消費生活審議会 第1回審議会 座席表
- (3) 第28期西宮市消費生活審議会委員名簿
- (4) 振込通知書(※委員報酬の振り込みがある方のみ)

以上、3点もしくは4点をお配りしております。なお、新しくご就任いただきました委員には、事前に口座振込申込書とマイナンバー収集用紙をお送りしておりますので、審議会終了後に事務局にご提出いただきますようお願いいたします。

事務局 <委員自己紹介>(氏名の50音順)

事務局 <事務局自己紹介>

事務局 <仮議長の選出>

これまで、司会者として事務局が進行役を務めてまいりましたが、会長、副会長の選出に当たり、仮議長を選出したいと思います。今回は、消費生活センター所長を仮議長とさせていただきますのでご了承のほど、お願いいたします。

仮議長 次第4番目の仮議長の選出でございますが、正副会長が決定するまで私が仮に議長を務めさせていただきます。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。審議に入る前に私のほうから西宮市消費生活審議会についてのご説明をさせていただきます。事前にお配りしております「令和5年度 西宮市消費生活行政の概要」の中32ページをご覧ください。

まず、32ページの1番目に設置根拠を記載しております。3番目に第27期消費生活審議会の開催記録を記載しております。第28期西宮市消費生活審議会委員の任期は、令和6年7月～令和8年6月までの2年となっており、任期中に今回を含め6回程度の審議会を予定しております。なお西宮市では、「西宮市消費者教育推進計画」において、西宮市消費生活審議会を西宮市消費者教育推進地域協議会と兼ねたものとなっております。4番目に、審議会委員の構成を学識経験者6名以内、消費者・一般公募として2名以内、消費者団体から2名以内として10名の定員ですが、今期は配布資料の名簿にありますように消費者・一般公募が1名の計9名となっております。説明は以上です。

それでは、本日の委員の出席と傍聴人について事務局から報告をお願いします。

事務局 <出席状況及び傍聴人についての報告>

ご報告します。当審議会の今期委員数は9名です。本日出席の委員は8名、欠席の委員1名で、西宮市附属機関条例第3条第5項に規定しております過半数の要件を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。また、傍聴人はおられません。

仮議長 ただいま、事務局から報告がありましたように、本会議は有効に成立しておりますのでここに宣言します。なお、本日の会議議事録署名人につきましては、会長選出後に新会長から指名させていただきます。

次に会長・副会長の選出に入りますが、附属機関条例第3条に「会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める」とありますが、いかがいたしましょうか。

委員 事務局からのご提案はありますか？

事務局 事務局としましては、前期からの継続的な審議の観点から、「木村委員」に会長を、また、大学にて消費者教育も研究されておられる「奥井委員」に副会長をお願いしたいと考えております。

仮議長 いかがいたしましょうか。

(異議なしの声)

仮議長 <仮議長解任>

ご異議を認めませんでしたので、第28期西宮市消費生活審議会の会長には木村委員、副会長には奥井委員に決定することをご報告いたします。

それでは、私は仮議長の任を解かせていただきます。以後、新会長に議事進行をお願いいたします。会長、副会長は席の移動をお願いいたします。

(会長・副会長は席を移動)

<会長・副会長あいさつ>

会長 <議事録署名人の選出>

続きまして審議に入る前に、消費生活審議会運営要領により、本日の会議議事録署名人を決めさせていただきます。会長を除く参加委員のうち、氏名の50音順でお願いしておりますので、今回は市橋委員、江草委員、おふたりにお願いいたします。

それでは、第28期消費生活審議会の審議テーマを検討する前に、事務局より西宮市の消費生活行政ならびに第2次西宮市消費者教育推進計画についてのご説明をいただきたいと思っております。

事務局 <「令和5年度西宮市消費生活行政の概要」、「(1)西宮市の消費者行政の取組状況について(6月末現在)」、「第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について」、「別紙 令和6年度消費者教育・啓発事業について(6月末現在)」資料に沿って説明>

西宮市の消費生活行政ならびに消費生活センター事業について、お配りしております「令和5年度西宮市消費生活行政の概要」に沿って説明させていただきます。

西宮市消費生活センターにつきまして、概要の冒頭、2ページから6ページに記載しております。続きまして、消費生活センターの事業概要は7ページ以降の記載のとおりです。詳しくは15ページ以降のそれぞれの項目でご説明します。

◎消費生活相談(資料15~22ページ)

- ・5年度の新規相談件数は、4年度に比して減少。
- ・契約当事者の年代別・手段別相談件数では、60歳代を除いて減少しているが、依然としてインターネット通販の相談が多く、化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が引き続き多くなっている。また、賃貸アパート・マンションに関する相談も多くなっている。

◎消費者教育・啓発(資料23~31ページ)

1 消費者教育推進

(1) 西宮市消費者教育推進庁内連携連絡会

第2次西宮市消費者教育推進計画推進のため、学校における消費者教育の状況や今後の情報共有や連携について意見交換を実施。

(2) 新入職員第1部研修

新入職員自身がトラブルに遭わないための契約に関する知識や、消費者教育推進計画について研修を行った。庁内での消費者教育の浸透を深めるためにも効果の高い研修となっており、今後も継続していく。

2 啓発事業

(2) 消費生活展

(3) 市民祭り出展

- 講演会やブースの出店
- (4) 啓発講演会・研修会等
- ア. 消費者問題講演会
西宮市消費者団体連絡会や消費者団体と連携した事業として行った。
- イ、ウ. 親子消費者教室
図書館で実施し、図書館の職員よりテーマに即した本の紹介や読み聞かせを行うなど、当日だけでなく今後の学びにも繋げるようにした。
- エ. 小中学校消費者教育研修会
毎年主に家庭科の先生を対象に実施。
- オ. 知って得する消費生活講座
消費生活センターが主催している講座で、毎月1回程度実施。講座内容は消費者トラブルだけでなく、消費生活に関する様々なテーマで実施。基本はこの会場で行っているが、消費生活センターを知ってもらうために公民館での開催や若い世代にも参加しやすいよう土曜日にオンラインでの講座も実施。
- (5) 各種情報提供
- イ. 暮らしのインフォメーション
2か月に一度各戸配布される「宮っ子」に掲載している記事。紙ベースだが、目にする市民が多いため情報提供の効果は高い。
- ウ. 西宮市消費生活センター公式 X (旧ツイッター)
イベントの告知、国民生活センターや消費者庁等のポストのフォロー、リポストなど、消費生活に関する情報を発信。
- エ. 消費生活ガイド
市政ニュースに掲載し、市民の目に留まりやすい。内容はタイムリーで重要なものを優先。
- (6) 高齢者等の見守り活動
- ア. 高齢者向け啓発チラシ配布
芦屋市との共同で、コープこうべが実施している夕食サポート事業利用者に、啓発チラシを月に1回配布。
- イ. 通話録音装置の無償貸与
振り込め詐欺等の特殊詐欺や、悪質商法から高齢者の消費者被害を未然に防止し、高齢消費者被害の防止の普及啓発を図ることが目的。貸与期間は貸与から1年間、貸し出し対象者は西宮市民の高齢者(65歳以上)の方で、高齢者のみの世帯の方または日中に、高齢者のみとなる世帯の方。現在は、市の地域防犯を担当している部署が、特殊詐欺対策として、録音装置付き電話機や外付け機器の購入補助も実施。

3 消費者活動の支援

- (1) 消費生活センター登録の消費者関係団体
消費生活センター登録の消費者関係団体の活動を支援。この7団体のうち5団体が西宮市消費者団体連絡会に加入し、市とともに様々な啓発活動を行っている。
- (2) 消費生活出前講座実施状況
市内の団体やグループに講師を派遣している消費生活出前講座の実施状況は表のとおりであり、5年度に提供したメニューを29・30ページに掲載。

◎計量行政(資料35～43ページ)

主な業務として計量法に基づき、事業所で取引・証明に使用するばかりの定期検査を業務委託として実施し、立入検査として、スーパーの肉や魚、惣菜が正しく計量されているかなどの商品量目検査を実施。

次に、令和6年度6月末現在の西宮市の消費者行政の取組状況についてご説明します。資料は「(1) 令和6年度消費者行政の取組状況(6月末現在)」、「別紙 令和6年度消費者教育・啓発事業について(6月末現在)」になります。

- ◆令和6年度西宮市消費生活センター事業について
- (1) 令和6年度消費者行政の取組状況(6月末現在)

- ・ 6月末現在の消費生活相談の状況
相談件数としては昨年同時期より減少している。
年代別では20歳未満から50歳代は減少しているが、60歳代はほぼ変わらず、70歳代以上は増加。70歳代以上では化粧品や健康食品の定期購入の相談が増加。
- ・ 通話録音装置貸与事業
6月末時点で、申請件数は3件、貸与は16台。

令和6年度消費者行政の取組状況として、西宮市消費者教育推進計画の取り組み状況について説明します。「別紙 令和6年度消費者教育・啓発事業について（6月末現在）」をご覧ください。先ほどの令和5年度の概要でご説明した啓発・消費者教育について、今年度も実施しております。こちらについての説明は以上となります。

【西宮市消費者教育推進計画について】

「第2次西宮市消費者教育推進計画（概要版）」を使って説明。

【表面】

- ・ 消費者教育の推進に関する法律に基づき、平成28年に5年計画として『西宮市消費者教育推進計画』を策定し、令和3年度に『第2次西宮市消費者教育推進計画』を策定。
- ・ 左側2つ目及び3つ目の■は、消費者教育とは、消費者の自立を支援する消費生活に関する教育及び啓発活動であり、また、この計画で「消費者市民社会の実現」の基本理念としており、子どもから大人まで暮らしに必要な知識や情報を的確に得て、人や社会、環境に配慮した行動を自身で判断、行動できる消費者の育成を目指している。

【裏面】

《第1章》計画策定の趣旨

計画の期間は令和3年度から令和7年度の5年間。

《第2章》計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方として、基本理念、基本施策は前計画から継続。また、過去の審議会での意見で前計画が総花的であるとの意見があり、今計画では、課題に基づいて推進の方向性を定めている。

《第3章》消費者をめぐる現状と課題

若者への消費者教育、高齢者の被害防止のための消費者教育、多様な場所での消費者教育の実施、情報の一元化と情報発信、各主体との情報共有、消費者教育の担い手育成が課題。

《第4章》課題に基づいた推進の方向性

1. 学習者のライフステージやそれぞれの環境・状況に応じた消費者教育の推進として、
(1) 学校での消費者教育の推進、(2) 地域での消費者教育の実施、(3) 高齢者の被害防止のための消費者教育の拡充に取り組む。
2. 各主体の連携による効果的な情報提供・情報発信として、(1) 各主体との連携の「場づくり」と情報共有、(2) 情報の一元化と情報発信、(3) 消費者教育の担い手の育成の3つの新規事業に取り組むとともに、引き続き(4) 関連分野との連携に取り組む。

《第5章》計画の推進体制

第1次計画策定時に庁内における連携体制の強化として、消費者教育推進庁内連携連絡会を設置。引き続き関係課との連携強化を進めていく。

また、その下の図については、第3次以降にも続く長期目標となりますが、消費生活センターを中心に庁内外の関係機関が連携して情報の一元化及び発信できるプラットフォームを構築し、市民がいつでも、どこでも、誰でも消費者教育を学ぶことができる環境作りを目指していきます。

次に現状について、A3用紙2枚資料「第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について」を使って説明します。こちらの表は計画の第4章の課題に基づいた推進の方向性について、各推進の方向性、次に達成目標、それに対する具体的施策と主な取り組み、取り組み状況とそれに対する現状の自己評価を記載しています。

●学校での消費者教育の推進

- ・達成目標
学校での出前講座の充実、教育委員会や学校と連携して消費者教育に関する研修を実施し、協力関係を築く。
- ・具体的施策
学校での出前講座の実施、小中学校教科等研究会との連携。
- ・主な取り組み
上段については出前講座の実施や周知、情報提供、下段については、教員研究会との研修や情報提供。
- ・取り組み状況
出前講座の実施状況、教員研修会の実施状況を記載。
- ・自己評価
「学校での出前講座の充実」について、コロナも明け、周知の効果等もあり、実施回数も増加し、保育園や幼稚園から保護者だけでなく、園児も参加する講座の申請もあった。しかしながら、中学校や高校からの申請は以前少ない状況。引き続き、教科研究会や校長会を通して学校等への講座の周知を図っていく必要があると考える。下段の「小中学校教科研究会との連携」として、毎年教員研修会を実施し、授業で使える事例や消費者トラブルの情報提供をしているが、全体の教員への情報の提供の仕組みを考えていく必要がある。

●地域での消費者教育の推進

- ・達成目標
1 段目、図書館での連携した企画や情報交換、2 段目、公民館推進員への研修や情報提供、公民館での講座の実施。
- ・主な取り組み
図書館での講座や情報提供、公民館推進員会講座への出前講座の派遣、推進員に対する情報提供。
- ・取り組み状況
図書館、公民館との連携状況を記載。
- ・自己評価
図書館では、意見交換会を実施し、令和4年度から消費生活センターで実施していた夏休み親子消費者教室を年2回、図書館で実施することとなり、図書館職員から講座に関連する本の紹介することで、今後の学びにも繋げることができた。公民館では、公民館地域学習推進員会講座への出前講師の派遣は増加したが、定期的な実施できるような情報提供が課題。

●高齢者の消費者被害防止

- ・達成目標
情報発信や研修の実施、講座の開催。
- ・主な取り組み
出前講座の実施や見守り機関への情報提供など。
- ・取り組み状況
講座等の実施状況を記載。
- ・自己評価
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の集まり等も減少傾向であったが、令和5年度より増加傾向である。市内で相談が増加したトラブルについて、高齢者見守り機関への情報提供を実施したが、今後は民生委員等への情報提供などの実施も図っていききたい。

●各主体との連携の「場づくり」と情報共有

- ・達成目標
各項目とも「定期的な情報交換会を実施する」としている。
- ・主な取り組み
各関係機関との意見交換会の実施。
- ・取り組み状況
意見交換会の実施状況を記載。
- ・自己評価

学校では、教育委員会との意見交換会を実施し、学校での現状を把握することができた。今後も教育委員会との協議や県が実施した学校への調査を通して、情報提供の仕組みや教材の提供について検討していきたい。

地域では、図書館や公民館と意見交換会を実施し、新たな講座を実施することができた。引き続き意見交換会を通して、各機関と連携した新たな講座や研修の実施を図っていききたい。

高齢者の被害防止では、福祉局の関係部署と協議し、効果的な情報提供の手段等を協議することができた。今後は定期的な情報共有のための意見交換会の実施を図っていききたい。

●効果的な情報の一元化と情報発信・情報提供

・達成目標

必要な方に効果的に情報を届ける。

オンライン講座の活用。

・主な取り組み

ホームページの整理。

オンライン講座やツイッターと記載しているが、現在はXでの啓発の実施。

・取り組み状況

現状を記載。

・自己評価

情報教育の情報の一元化では、現時点で、市民や消費者教育の担い手が消費者教育の情報を取得しやすい消費生活センターのホームページの修正はできていない。また、学校との意見交換を通じて、学校の授業で使用できる動画や資料の提供について、国や県が作成した動画のURLを提供するなどを図っていききたい。

新たにオンライン講座を実施することができた。また、これまでの審議会でも意見があったが、啓発については、動画など効果的な啓発も検討していきたい。

ちなみに今週末、西宮のケーブルテレビから消費生活センターが取材を受けることとなりました。消費生活センターや消費者教育について取り上げていただきます。10月くらいにベイコムチャンネルのフロム西宮のコーナーで、消費生活センターはこんなところ、消費者教育はこんなことをやっています、というのを放送する予定です。

●消費者教育の担い手の育成・活用

・達成目標

(学校)

教育委員会や学校と連携して消費者教育に授業作りのアイデアや教材情報の共有を図り、授業等で実践。

(地域)

講座等の実施。

(高齢者)

見守り活動者への研修会を定期的に実施。

・具体的施策

(学校)

教育委員会と連携した研修の実施。

(地域・高齢者)

担い手の育成。

・主な取り組み

(学校)

教科研究会と共催で行っている教員研修の実施。

(地域)

公民館推進員に対する消費者教育の研修会の実施、西宮市消費者団体連絡会と連携した啓発事業の実施。

(高齢者)

民生委員や地域包括支援センター等への消費者トラブルの研修会の実施。

・自己評価

(学校)

毎年実施している小中学校消費者教育研修会で契約の知識等、授業に利用できる研修を実施することができた。今後も、出前講座等を通じて、教員と連携した授業作りを進めていきたい。

(地域)

消費者団体と連携した講演会を実施し、市民への啓発を図ることができたが、公民館推進員等、地域の担い手に対する研修等は未だ実施できていない部分があるため、実施を図っていききたい。

(高齢者)

見守り機関への情報提供を実施したが、今後は研修会を実施し、消費者トラブル事例の紹介とともに、センターへの相談、対処法の共有を図っていききたい。

●関連分野との連携

・達成目標

連携の内容について整理し、結果に繋げられる連携のしくみを確立、年間のスケジュールを共有できるしくみを整える。

・具体的施策

庁内連携の実施。

・自己評価

消費生活展で庁内の消費者教育に関連するチラシ等の啓発を実施。今後は分野ごとの庁内連携連絡会を実施するなど、庁内での消費者教育に関する事業の実施状況を把握し、必要な情報の提供や連携した事業等の実施を協議していききたい。

最後に、この西宮市消費者教育推進計画ですが、庁内で計画等の策定見直しについて、「法令による義務付けがあるものなど、やむを得ない策定理由があるものを除き、計画等策定を原則行わない」との通知がありました。消費者教育推進計画は消費者教育の推進に関する法律第10条第2項により策定は努力義務となっており、事務局内での協議の結果、計画という形は今計画で終了し、代わりに国の基本方針及び兵庫県の計画を踏まえた形で、西宮市での消費者教育の推進について、重点的取り組み方針を作成していききたいと考えております。

説明は以上となります。

以上を踏まえ、今期のテーマについてご審議いただきますようお願いいたします。

- 会 長 ご説明いただきまして、ありがとうございます。
今の事務局からのご説明についてご質問やご意見など、ございましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委 員 A3の「(2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について」、No. 1のものでありますが学校での出前講座の数で、中学校、高校が依然少ない状況が続いている、ということですが、これは、中高の先生から理由などは聞いておられますでしょうか。
- 事務局 県が計画を策定する際のアンケートでは授業時間が取れないということが大きい、ということです。重要だと考えているが、なかなか難しいと思っていらっしゃるようです。ただ、先週も小中学校の研修会をさせていただいたのですが、中学校の先生方もご参加いただき、防災食やお片付けの講座のテーマで開催したのですが、興味を持っていただいているのですが、実施となると難しいということです。先生のアンケートから考えると、自分で授業を展開するのに資料を探すのが難しい部分もあるので、簡単な動画や短いパワーポイント等の資料があれば、ということでもありますので、先ほどご説明したようにそういった何か提供できるような、せっかく県や国で動画等色々作成いただいていますので、なかなか私どもで急に作成することは難しいです。そういったURLなどを提供することで、ご活用いただければと思います。消費者教育は本当に消費生活センターだけではなかなかできないものでありますので、庁内や色々な関係機関、もちろん県などと一緒に協力しながら活用できるかなと思います。
- 委 員 2つ方法があると思いますが、1つは今後も出前講座をしてもらえるように工夫をするという考えと、もう1つはこの出前講座の充実という達成目標自体を見直して、ここで測るのではなく、先ほどおっしゃったみたいに色々な教材の中のたくさんの方の情報を整理して、それを先生方に定期的に提供して、こういうのがありますよ、どうですか、というふうにして、そのリアクションの数で、推

進の達成目標を立てるという方法があると思います。ずっと例えば出前講座の充実、来年も再来年もやっていったら、カウントが伸びないのに続けるみたいなことになってしまうので、もしかしたら達成目標の見直しが必要かもしれないな、というのが1点です。
すいませんもう1点いいですか。

会 長 どうぞ引き続きお願いします。

委 員 もう1つ、何回か出ていますが、Xの充実ということですが、ここでは新たな犯罪の手法などの情報を流したりすると、もしかしたら「見たいな」と思う人もいるかもしれないので、そういう情報をこまめに流されるといいかなと思いました。質問というよりは、いつもされているとは思いますが、一応意見です。

事務局 Xに関してはなかなか今回ちょうどSNSの詐欺、有名人を騙った詐欺とか、ちょうど国際ロマンス詐欺が、今県内にすごく多いので、そういったものが流行っていますという情報を発信させてもらってはいるのですが、やはり定期的にタイムリーな情報というのは、県も同じような形で発信されているのですが、そういったものが必要だなと思っています。
出前講座につきましては、兵庫県では高校の方でされていらっしゃると思いますが、依頼件数はどうでしょう。

委 員 そうですね。やっぱり1回行った高校からは評価いただいたら、常連の高校は出てきますが、新規開拓という意味ではなかなか難しいんじゃないかなと思います。
ただ1回行って、いいなと思っていただくと、先生方からも非常に熱心にお声掛けいただきます。確かにおっしゃるように、数は、それほど増えてはいませんが、一定数を維持しているような感じですね。

会 長 はい、ありがとうございます。
他の委員の方から、ご質問でもご意見でもどちらでも構わないです。

委 員 細かいことかもしれないですし、そもそもというところもあって、ご教示いただければありがたいのですが、先ほどのお話で取り組みがすごく多いなと思いました。この消費者教育推進計画をこの公募委員に応募するにあたって読んで、色々と広く取り組みをされている、しようとしていらっしゃるなと思いますが、何か散らばっているという気がしました。先ほどの出前講座も、何件ぐらいがラストでできるのか、それに対してどうだったのだろう、というところが1つ。
もっと広げるのだったら、西宮市全体でどこまで網羅できたのかというのが言えればいいかなと思います。ただ、それをしてしまうと、多分マンパワーや費用の不足などの問題があるのにやるのかなと思ったところで、資料を見たばかりで恐縮ですが、羅列感があるので、どこに軽重されているのかという気がしていました。例えば、季節的に先ほどのロマンス詐欺云々であれば、今回の経費をそっちに全部持っていきましようぐらいの勢いでされるのかとか、ドラスティックにするのか、もしくは、これはおそらく草の根作戦だと思うので、下の方からボトムアップで、という感じはしますが、例えば出前講座が大人気で、全校でやってくれと言われたら、これ以上できないと思った時に、次の一手、この広がる先、もしくは水平展開をどうされるのかなというところをお伺いできればと思います。

事務局 ありがとうございます。
本当に、消費者教育というのはその言葉だけですと身近にピンとこないですが、皆さん全員が生まれながらにして消費者であるということで、消費者教育は暮らしに役立つ身近な情報、消費者被害のトラブルに遭わないための知識もそうですが、契約の知識であったり、環境に関する知識であったり、法教育や金融経済、色々な教育がありますので、どこを焦点にというのがなかなか難しいところは、正直あります。出前講座に関しても、私共外部の講師が20数人おりまして、概要の29・30ページに、メニューがたくさんありますが、大人から子供まで、「悪質商法」「くらしの知識」「食生活の知識」、「環境にやさしくらし」「小中高生対象講座」、そういったものが非常にたくさんありまして、じゃあ何に重点を置くかというのはすごく難しいところもあります。実際予算についても限られる部分がありまして、昨年度は本当に小学校からの依頼がかなり増えました。それと、もともと（1学年で）体育館で（講座を開催）していたのが、コロナの関係でそういうのができなくなり、クラス単位に分散してしまい、費用が増えたというのがありました。そういったもので、私

達もどこをとというのは正直難しい、というところがあります。センターで実施する講座にどうしても同じ方が来る、ということがございます。予算の関係もありますので、それならば少ないですが、公民館などに重点を置くなどで知っている人を増やす、という手段を考えていかなければいけません。出前講座に関しては、学校についてはある程度落ち着いていますが、申請が団体しかできないため、市民向けにセンター主催の講座で補っていたのですが、この次の計画の後の重点的な項目の案の話になってくると思うのですが、今後どのような形にしたらよいか、皆さんのご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。
他にご意見やご質問などございませんでしょうか。

委 員 A3の(2)の「各主体との連携の「場づくり」と情報共有」で、定期的な情報交換会を実施する、というので教育委員会とは令和3年、令和5年に実施されて、図書館、公民館との意見交換会は、令和3年に実施されています。行政の習性として、定期的とは年に1回程度は、情報交換会をされると翌年、案内が来ても、担当が変わりましても定期的という意識があると思うのですが、例えば図書館や公民館のように令和3年から2年間されていないようであれば定期的という位置付けがなかなか難しいのではないかなと思います。色々意見交換会を設定されるのは難しいと思うのですが、定期的ということであれば、年に1回程度が望ましいのではないかなと行政的な立場から思うところです。
あともう1点ですが、同じような意味合いもありますが、最後のページですが、「見守り活動者への研修会を定期的実施する」という中で取り組み状況ですが、地域包括支援センター、福祉協議会に対する消費者トラブル事例の情報提供を令和4年度にされましたが、これは実際中身的にはどのような情報提供をされたのでしょうか。

事務局 その時はちょうど相談で、水道管の工事のトラブル、いわゆる点検商法が特に西宮市だけ多かったもので、その辺のところは流行っているというのを啓発チラシにして地域包括支援センターや介護事業所に提供いたしました。先ほどおっしゃいますように定期的というところが、図書館は毎年事業を実施しておりますので、その際に話をし、ちょっとずつマイナーチェンジをいようにしていきたいと考えておりますが、なかなか定期的、というのは難しいところがございます。

委 員 おっしゃるように図書館とは、例年親子消費者教室をされているのであれば、その消費者教室開催に向けての意見交換を定期的な意見交換というふうにされてもいいのかなと思いましたが、それとこの令和4年の消費者トラブル事例の情報提供ですが、毎年県の方で消費者トラブル緊急情報を年6回ぐらい作成しまして、西宮と阪神間の高齢者支援のネットワークのところには提供させていただいておりますので、おっしゃるようにロードサービスですとか、詐欺的投資トラブル急増ですとか、タイムリーなものを作っております。もしよろしかったらそれをそのまま、地域包括支援センターなどに定期的に情報提供いただくということで、定期的な情報提供というのに、お役立ていただけたらなとも思ったところです。
よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。
他、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。
もしなければ私の方から1点今の話に付随して、地域包括や社会福祉協議会で、前回のこの審議会でも高齢者に向けて、高齢者被害をどう防ぐか、若者の被害をどう防ぐかはアプローチの方法が違う。違うというか、変えていかなければいけないのではないかと、というお話が出ていたかと思っておりますが、やはり高齢者の一番身近なところにいらっしゃる支援者さんは、地域包括のケアマネであるとか、或いは社協、そういう方になるのかなと感じております。今、県からお話があったような形で、要は支援者に対する情報提供があると、例えば介護担当者が在宅介護で訪問しました、なんかこれ聞いたことのある話でちょっとあやしいぞ、みたいなことから何かヒントを得て、この方はちょっと大丈夫かな、みたいなところから問題を掘り起こすというか発見ができたり、或いは場合によってはさらにもし問題があったら、その問題に適切に対応しなければいけないね、と消費生活センターに繋いでもらおうとか、或いはその先もうちょっと専門家に繋ぐということができたりするのかなと感じるのが、先ほどの水道管のお話だったと思います。おそらく今、令和4年から令和6年になって、例えば、先ほどから話に出ているロマンス詐欺の話も、その後出てきた新たな話だと思っておりますし、そのようなトラブルは、瞬間的な対応というか、気づいて1ヶ月後では遅いですねとい

うのはよくあると思いますので、そういうタイムリーな情報提供、その最終直接アプローチができないからこそその周辺の方に情報を提供して、気づいてもらう、というのは個人的にすごく大事かと思っておりますので、ぜひ先ほどの県のお話があった情報などを積極的にご提供いただくというのは大事なことかな、と個人的に思いますので、意見として追加させていただきます。

事務局 ありがとうございます。被害の流行というのは、何とも言えないところですが、被害に旬があったりしていますので、そういったところは、県の資料等活用しながら、素早い情報提供ができればと思っております。ありがとうございます。

会 長 他にご意見、ご質問などございますでしょうか。

委 員 見当はずれかもしれませんが、消費者トラブルというところで、コンビニとか、そういったところに向けては、対象とは違うのでしょうか。友人のトラブルを聞いた時に、コンビニで金券とか買って、それを送ってといわれる詐欺に遭ったらしいのですが、友達は続けてそれを何回か買ったらしく、その時にコンビニの人がちょっとおかしいなと思って止めてくれたら良かったのに、と後で本人が言っていたのですが、例えばちょっとこの人何回も買っているな、というようなことに対してそういう業者の方は、「大丈夫ですか」とかの声掛けはないのでしょうか。というような呼びかけをするのは、消費者対象の活動ではないから、審議会で検討するには、該当しないのでしょうか。

事務局 そうですね。いわゆる還付金詐欺とかそういった詐欺が流行っています、と市政ニュースや「宮っ子」で啓発しているのですが、なかなか詐欺の案件となると、警察、になりますので、庁内の防犯の担当課や警察との連携が必要なのかと思います。直接コンビニにはなかなか行けていない状況です。

会 長 はい、ありがとうございます。
他何かご質問、ご意見など、ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。
今のご説明、ご質問に対する回答、或いは他の委員の方のご意見などを踏まえまして、今期の消費生活審議会の審議テーマを具体的に検討したいと思っております。
市長から何か諮問のテーマなどはございますでしょうか。

事務局 特に諮問のテーマは設定していませんが、第28期につきましては、第2次消費者教育推進計画、これは令和3年から始まって、最終が令和7年になっていきますが、今が令和6年で、計画4年目になります。来年度が最終年度になるということで、まず、この計画の進捗状況に関して、実施の評価をしていただくようなことはやっていたらどうか、というのはあります。
また、その次ですね、令和8年度以降の次期の計画につきまして先ほど事務局が最後に説明をしてしまったので、皆さん聞かれていてどうなのかな、と気にはなったのですが、市役所の中で今、国もそうですが、計画がたくさん出来ておりましてそれが逆に、行政のすごい負担になっているという話がよく出ています。国の方も計画につきましては、どんどん見直しをかけて、減らしていく傾向がありまして、市役所の方でも、市議会の方からも、計画がちょっと多いのではないかとのご意見をいただいております。今後法律によって義務づけられているような計画は当然残していかないと駄目ですが、ある程度努力義務になっているようなものについては、見直しをかけていこうかという話が今、市役所の中でも出ております。特に消費者教育につきましては、国や県でも様々な取り組みが行われていますので、そういうものを見ながら、令和8年度以降、西宮市としてどうしていくのかということについて、皆様からまたご意見とかいただきながら、今後の取り組みを検討していきたいと考えております。以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。
今のご説明としては、現在実施中の推進計画についての推進状況の評価をする、というのが1点目。あと、この計画が終了した後、計画というものを策定するわけではないけれども、その後の消費者教育について重点的取り組み方針というのを審議検討してもらいたい、というようなご説明であったかと理解しております。
このご説明につきまして、何かご質問などございますでしょうか。

事務局 すいません。補足説明よろしいでしょうか。

今先ほど申し上げた重点目標という言葉についてです。お手元の推進計画ですが、計画の策定といいますと、この目次を見ていただくと、1章から5章とこういう建付けになっています。今後については、こういう1章から5章という建付けの中で、いわゆる第4章というのは結局「課題に基づいた推進の方向性」ということで、何を市がやっていこうとするのか、という重点目標の部分になりまして、今回、A3の用紙2枚程で、この方向性の中で、今取り組もうとしていることがこういうことです、というようなことを審議会でご報告させていただいて、かつ西宮市の消費者教育の推進について委員の皆様からご意見をいただいております。

今回先ほどご説明した重点目標というのは、こういう中身、方向性について、どうしていこうかというようなことについて、委員の皆様にご意見をいただきながらこの部分を今後策定して、それを重点目標として、次はやっていきたい、とそれをお決めいただきたいというのが、お願いになるかと思えます。

この中身については、時代の変化や何に注力するかというのは、変わってきていると思えます。今後の進め方ですが、それについて、県の方でも、消費者教育の計画があり、国も基本方針がありますので、その方向性も加味しながら、情報提供させていただきながら、各委員の皆様の見解を生かしたご意見をいただきながら、西宮市として、次の5年間、何に重点的に取り組むかということをお客様にご審議いただければと考えております。

会 長 はい。ありがとうございます。

今の補足説明のご趣旨としては、その推進状況の評価というものをした上で、さらに取り組みの具体的な方向性を次の5年間について、その計画を立てるということではなくて、具体的な方向性、要は何に重きを置いて、計画というものがあるわけじゃないけれどもさらにその延長線上で、推進をしていくかということを検討議論審議してもらいたいと。

そういう理解でよろしいですか。

事務局 国県の方でも計画を立てられますので、それが一定国県のトレンドになると思えます。そのようなことも情報提供させていただきながら、ただ西宮市では、その中でどれに重きを置くのか、というようなことを審議会の方でご意見をいただきながら重点目標を作っていく、そういう形であればと思います。

会 長 西宮市で枠を作るというわけではなくて枠自体は国県で、その中で、西宮市として、より重点を置くべき方針施策はどこだろうかということをお場で審議をする、ということをお進めたいと、そういう理解でよろしいですか。

かしこまりました。

今の補足説明も踏まえまして、質問やご意見などいただけたらと思えますがいかがでしょうか。

委 員 今の計画を策定しない、という方向性は何となく市民感覚としてはわかりますが、市の中で色々な計画が立てられている中、全体がそういう方向性になっているのか。なくすものと、なくさないものと強弱がつくのか。その中で消費者教育に対してちょっとトーンダウンされているのか、そうではないのかというあたりお聞きしたいです。

事務局 計画策定の有無につきましては、法律に計画策定が義務づけられているものか、努力義務なのか、というのは1つの基準になると思えます。ただ、計画を作らないからと言って、消費者施策について重きを置かないということでは全くありません。それは誤解のないように、今、明確に否定させていただきます。計画という名前はつかないですが、より何に取り組むかということ、計画で総花的になると、書類ができました、でも中身は何ですか、という話になってしまうのが一番いけないと思っております、より具体的に、西宮市として、どの部分にフォーカスを当てながら、この5年間、短期的にはこういうことをやりましょう、5年後の先の最終目標は、高い目標、低い目標とあるかと思えますが、どうしましょうかというようなことを選定を委員の皆様のご意見をいただきながら策定するというので、着実に進めていける計画を作ることによって実効性のある計画にしようというのが趣旨でございます。

会 長 はい。ありがとうございます。

すみません今の点ちょっと私からも質問させていただきたいのですが、その計画を作らない、国と県が一定の方向性は示してくれるという話ですが、国県が示される方向性というか枠組みというか、それはいつどのような形で、出る予定になっているのでしょうか。

事務局 国の基本方針は昨年度改定をしております。その中で、デジタル化の方針や、企業との連携などがあつたと思います。また次回の審議会に、国の基本方針がホームページに載っていますが、そこは資料として、今後の審議資料、参考資料として、ご提供させていただきたいと思います。県は消費生活プランということで、消費者教育だけでなく、全体の消費者行政としての方向性という形で、エシカルなどを進めておられますね。

委員 県の方は3年ごとにプランを改定しております。ちょうど、令和6年度から8年度のプランが今年度から始まっております。

事務局 そういったところを基に、西宮市で足りない部分を補充していきたい。これまでの計画と継続性、新たにしていかなければいけないところも考えていけるかなと思います。

会長 ありがとうございます。
では国の基本方針と県の令和6年度からの計画、というのも同じようにご提供いただくというイメージでよろしいでしょうか。
あとすいません、もう1点質問ですが、令和8年度以降の重点的取り組み方針を審議する、ということではありますが、それは最終的にこういう重点的取り組み方針について審議会で決定しましたとか、何かの形を作ることを予定している、という理解でよろしいでしょうか。

事務局 会長のおっしゃる通りです。

会長 かしこまりました。では最終的には、今の国の基本方針、あと県が出されている計画、この枠組みを踏まえて、西宮市としての重点的取り組み方針をこの28期の審議会として最終的にお出しするというのを今後の審議の内容とする、というのが大枠の方向性という理解でよろしいですか。
はい。かしこまりました。
今のご回答なども含めて、さらに、ご意見やご質問など、いただけますでしょうか。

委員 私の理解が不足していたら、ご教示いただきたいのですが、日本国民、兵庫県人、西宮市民、ですが、国の方針と県の考え方があって、これに漏れなくダブリなしでダブっているのはやめましょう、という話なのかなとふと思った部分と、よりそこダブっていても強化しましょうというのをここで議論する、という理解でいいのでしょうか。そうではない。違いますか。例えば、国がこうします、兵庫県もこういうやり方しています、というのとリンクさせたお話に感じはしましたが、でもその方針がわからないと西宮市は動けません、でしたらわかりますが。
先ほど最初のお話の、議会でも計画が多すぎて、確かにそうだと、やらなきゃいかんで、あれもやらないとこれもやらないと、はどうもおかしい話だと思うので、整理しましょうも理解できますが、その整理するのもいいですが、整理する上で今のお話を聞いてもどちらにしろ同じことをやるような気がして、名前だけ違って、計画じゃなくてやりますよと言っているのは何かすり替えているような気が若干するのがちょっとありまして。ですので、ここでの集まりは、国と県のやっていることを踏まえて、ここで西宮市ってこういうこと、この消費者のこの集まりはこういう事しましょうという事を決めるということですか。それとは違うということでしょうか。

事務局 国が大きな事を言います、それに基づいて県の方も、県独自の兵庫県の地域性の分析の中でプランを作られる、というのがトレンドになります。その中で、市として、県が言われる事全部、兵庫県も広いですから、その地域ごとに問題がありますので、県が示されている中で、前回のこの計画もそういう分析のもと計画を立てた経緯がございます。今回もそういう意味で言うと同じですが、ただ計画策定となると先ほどお示したような、どうしてもこういう建付けの第1章から第5章でということになりますので、ただこの計画の中でも一番重要なのは、第4章のところを何をするかというのが一番大事なところですので、その部分について計画は策定しないけれど、一番大事なところはやはり、消費者教育の推進をする上では、西宮市は何を目標にやっているんだということが一番重要になりますので、それを審議会の方でご意見いただきながら策定させていただきたいという、そういう流れでございます。

委員 すると国がやっていて、県があつて県から具体的に西宮市としてこれやってくださいね、はちょっとあるということですか。

事務局 それはないです。

委員 県としての見解を踏まえて西宮市はどうするかをここで議論しましょうということですか。

事務局 そうですね。まず県の方でお示しいただいたもの、全てやっているではわけでは前回もなかったです。そういう意味では、流れとしては変わらないですが、いわゆる計画書という、作って終わりではなくて、作ってからが大事なものですから、その実行部分については、引き続き審議会のご意見をいただきながら、進めさせていただきたい。そういう流れでございます。

会長 はい。ありがとうございます。

委員 前回第2次を作られた時に西宮市として、独自に作られた計画みたいなものはあるのでしょうか。

事務局 独自と言えば計画の本編のところですが、17ページ以降、あり方検討会という形で、学校や地域、高齢者の見守り、ということでそういう中でどういったものが必要かという、課題や何ができる、何が必要なものかというところを話し合いながら、推進の方向性を作っていくという形のため、大きく消費者教育というのは幅広い年代でやっていくということと、情報発信が必要であるというのは、大きい所でございますので、その中でどうしていくかというのを西宮独自という形においては、市民意識調査や、あり方検討会の中で作っております。

事務局 市民へのアンケートや市民意識調査は、前はワークショップという形でさせていただいたのですが、市民の意識やニーズについては、入手しながら、それもご提示しながら、ご検討いただきます。

事務局 そうですね、いわゆる広報というか、審議会の中でなかなか広くうまく伝えることが難しいところがありますので、効果的な情報発信手段を市民意識調査で、5問しかないのでは全てというわけではございませんが、今やっております、これから調査をかけて、ということになりますので、今年度末、来年度頭にはそういった調査結果が出てくるかと思えます。

会長 はい、ありがとうございます。

その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、特に、これ以上はないということでありますので、今の諮問テーマはないということではあるけれども、推進状況に関する評価をした上で令和8年度以降の消費者教育の重点的取り組み方針を審議する、というような方向性でこの審議会を進めさせていただく、ということではよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長 ではそのような形で、今期の審議会を進めさせていただければと思います。

本日の審議につきましては、今はもう(次第の)10番の方に入って、内容をやっていましたが、以上ということではよろしかったでしょうか。

では、最後になりますが次回の審議会の期日につきまして何か事務局からございますか。

事務局 先ほどお伝えしましたように年に3回程度、だいたいこの2期の間には6回程度開催しようと思っておりますので、次回は11月に開催したいと考えておりまして、まず第1候補としまして、11月19日の午前はいかがででしょうか。

会長 皆様よろしそうですか。差し支え等はないでしょうか。

事務局 そうしましたら、11月19日の午前10時、1時間半程度させていただきたいと思えます。本日欠席されている上田委員には11月19日は問題ない、ということでご回答いただいておりますので。

会長 かしこまりました。

ではそのようなことで次回、審議会日程ご予約いただきますようお願いいたします。
その他何かございますでしょうか。
いいでしょうか。では本日長時間ご審議いただきましてありがとうございました。
第1回審議会を終了いたします。ありがとうございました。